

別表（帯広市公営企業告示第 48 号）

1	工事番号	2		
2	工事概要	工事名	第8工区配水管布設工事	
		工事場所	帯広市西19条南4丁目 ほか	
		工事内容	DIP(NE) φ 150mm L=915.3m DIP(NE) φ 100mm L=227.8m 既設管接続工 25箇所 既設給水管取付替工 14箇所 消火栓更新 2基	
		工期	契約締結日の翌日(翌日が土曜日、日曜日及び休日の場合は、翌開庁日)から 令和9年2月1日 まで	
3	予定価格	(消費税込み額)	155,793,000 円	
4	発注方式		共同企業体施工	
		構成員の数	3	
5	参加資格要件		代表者	構成員
		工種	水道施設工事	水道施設工事
		所在地	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。	帯広市内に建設業許可の本店を有する者であること。
		施工実績 ※平成23年4月1日以降に工事が完成、引渡し済んでいるもの。（共同企業体で施工した工事を実績としようとするときは、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合に限る。）	上水道管布設工事について、同種（配水管）又は類似（取水管、導水管、送水管）工事の元請として次の施工実績があること。 管種・呼び径：配水管 φ 75mm以上 施工延長：100m以上	上水道管布設工事について、同種（配水管）又は類似（取水管、導水管、送水管）工事の元請として次の施工実績があること。 管種・呼び径：配水管 φ 75mm以上 施工延長：100m以上
		技術者	告示文を参照及び配水管技能者登録証（耐震継手）を有すること。	告示文を参照及び配水管技能者登録証（耐震継手）を有すること。
		その他	帯広市指定給水装置工事事業者であること。	帯広市指定給水装置工事事業者であること。
		当該工事に係る設計業務等の受託者	株式会社富士雄設計コンサルタント、東和工研株式会社	
6	入札参加意思の確認	入札参加意思表明書	提出が必要	
7	入札参加資格申請のその他必要書類	特定建設工事共同企業体協定書	提出が必要	
		配置予定技術者経歴書	提出が必要（代表者及び全ての構成員）（入札後、最低価格入札者のみ）	
		実績書	提出が必要（入札後、最低価格入札者のみ）	
		技術者	上記5の資格を証する書類の写しを提出すること。（入札後、最低価格入札者のみ）	
8	入札書以外の指定書類	工事費内訳書	提出が必要	

9	落札者の決定方法		当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱（平成20年4月1日制定）に規定する調査基準価格を設けるものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限
10	契約締結に関する事項	契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。
		契約保証金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）
11	前払金、中間前払金及び部分払	前払金	契約金額が250万円以上の工事については、請求により契約金額の4/10の範囲において前金払をする。
		中間前払金	契約金額が250万円以上かつ工期が90日以上で市が定める要件を満たす場合には、請求により前金払に加え工事代金の2/10の範囲において追加的に前払いすることができる。ただし、部分払との併用はできない。
		部分払	契約金額が1,000万円以上の工事について、出来形部分の工事金額500万円を超えるごとに部分検査を行い、その9/10以内に相当する金額の部分払をすることができる。ただし、部分払は2回を限度とする。
12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象工事		対象工事である
13	注意事項		(1) 告示本文及び入札説明書を参照のこと。 (2) 本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾権譲渡承諾等に関する事務取扱」の対象工事である。 (3) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。受注者は、週休による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。
14	施工担当課		水道課